

第6回村上市子ども・子育て会議 会議録

会議名	第6回村上市子ども・子育て会議
日時	平成26年8月22日（金）午後2時00分～午後5時20分
会場	村上市役所本庁5階第4会議室
出席者	<p>委員：12人（仲委員長、八藤後委員、磯部委員、今井委員、遠藤委員、加藤委員、楠田委員、相馬委員、遠山委員、富樫委員、樋木委員、中山委員）</p> <p>-----</p> <p>欠席委員：本間副委員長、高橋陽子委員、高橋栄子委員</p> <p>-----</p> <p>事務局：長福祉課長、大滝福祉課課長補佐、鈴木荒川地域振興課課長補佐、松田神林地域振興課課長補佐、八藤後朝日地域振興課課長補佐、榎本学校教育課教育総務室副参事、吉田福祉課子育て支援室係長、長谷部福祉課子育て支援室係長 株式会社ぎょうせい 研究員 クリエイティブ事業課 神楽坂分室 酒井</p>

会議録

1 開会

長課長：定刻前ですが、出席予定の委員が揃いましたので、ただいまから第6回村上市子ども・子育て会議を開催いたします。本日は皆様におかれましては、お忙しいところご出席いただきまして大変ありがとうございます。本日につきましては私共の方へ本間副委員長、高橋栄子委員、高橋陽子委員から欠席の連絡をいただいておりますことをご報告いたします。

それでは次第に従いまして、進めさせていただきたいと思っております。

会議次第の日程2、仲委員長からご挨拶をお願いします。

2 委員長あいさつ

仲委員長：皆様、今日は大変暑い日になりましたけれども、お集まりいただきありがとうございます。今日は、前回から持ち越した議題もありますので、大変盛りだくさんになっております。早速始めて行きたいと思っております。それでは、今回の資料の確認に移りたいと思っております。

大滝課長補佐：資料確認

事前に送付させていただきました資料の他に、本日、内閣府からでております「子ども子育て支援新制度 施設・事業者向けハンドブック」をお配りさせていただきました。本日の資料は以上になります。

3 報告

委員長：日程3の報告に移ります。

子ども子育て支援新制度に関わる各種基準条例案のパブリックコメントの実施結果について、これは既に市のホームページでも紹介されておりますけれども、事務局から説明をお願いします。

吉田係長：それでは、パブリックコメントの意見の結果についてご説明いたします。

村上市のホームページでパブリックコメントを実施したところ、1名の方から5件の意見がありました。

資料1の下の方に意見の概要というところがございます。そこに、「荒川子育て支援センターについて」というところから始まった意見がひとつと、2番の「村上市が、市内すべての保育施設、事業について実施責任を果たすこと」という意見がひとつ。裏面に書かれています、3番の「村上市の現行水準を維持・拡充すること」。4番の「保育料の値上げにならないよう保護者負担を軽減すること」、5つ目に「保育、子育て支援で働く人の処遇を改善すること」という意見がございました。それについて、意見に対する市の考え方を右側に書かせていただきました。

1番の説明をさせていただきます。今年の4月から指定管理になったあらかわ保育園の中にあります、荒川子育て支援センターです。

荒川子育て支援センターについて、昨年度までは、他の支援センターにおいても荒川子育て支援センターのおたよりを入手することができたが、現在は設置されていない。また、市のホームページも、荒川子育て支援センターの情報だけが公開されていない。センターの情報や様子を知ることができず不便であるというご意見でした。

そのことについては、只今、あらかわ保育園のホームページは作成中であります。完成しましたら、ホームページに載せる予定でいます。そして荒川子育て支援センターの「おたより」は、支援センターの中、地区の保健センター、荒川支所、情報センターに、今ホームページはできておりませんが、支援センターの情報がそこに提供されているところでございます。

2番目以降は、右側の方に市の考え方が書いてありますので、皆様読んでいただけたと思います。以上です。

委員長：ありがとうございました。パブリックコメント、前回時間が無い中で、なんとか市民の声を吸い上げようということで、意見をしたうえで実施しましたが、少しさびしい結果ではございますが、1件のみの受付ということになりました。

今、事務局の方からご説明いただきましたけれども、委員の皆様からパブリックコメントに関わるご意見ご質問等ございましたらよろしくをお願いします。

ひとまず特にご意見が無いということで、次の議事に移らせていただきますがよろしいですか。それでは、パブリックコメントに関わることは、ここまでといたしまして、日程の4の議事に移りたいと思います。

#### 4 議事

委員長：今日は、先ほども話がありましたが、15名の委員のうち3名の方がご欠席で、12名の方のご出席をいただいております。村上市子ども・子育て会議事業条例第6条第2項の規定により、会が成立していることをご報告いたします。

それでは、議事の1番目、村上市子ども子育て支援事業計画の素案についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

大滝課長補佐：議事の1番目、村上市子ども・子育て支援事業計画の素案について、資料2-1をご覧ください。

今回お示しした素案については、この形で決定ということではなくて、現時点において、事務局が考えている事業計画の構成案ということでありますので、それを説明させていただきたいと思います。表紙に（作成参照資料含み版）ということで、国の、例えば基本方針ですとか、法律の条文とか、参考となるものが、あらかじめ記載されておりますので、最終的な計画になったときには、この参照資料は削除されるという形になりますので、お含みおきいただきたいと思います。

それでは、P1第1章「計画策定にあたって」というところですが、1「計画策定の趣旨」について、ここには記載されておまして、これまでの取り組み、支援制度の説明をここでは記載するということになります。

P3でございます。2の「計画の位置づけ」として、子ども子育て支援法などの法的な根拠、子どもの対象範囲、また他の村上市の行政計画等の関係について記載をしております。計画の子どもの対象範囲のついてでございますが、施策の内容によっては、対象となる子どもの年齢・年代が異なるということで、たとえば0歳である乳児を対象とするもの、それから1歳から5歳の幼児期を対象とする、たとえば幼稚園、保育園ですとか、認定こども園、それから6歳から11歳を対象とする学童保育所など、それから、子ども子育て支援事業計画については、12歳以上については対象外ということでございますが、次世代育成の関係になりますと、12から17歳までが対象となるということで、この支援法にかかる計画の対象としては、小学生までとなるんでしょうか、このような対象範囲となります。

それから、村上市の平成29年度からの第2次統合計画について、市で策定作業に入っているところでありますし、他の関係する行政計画についても、たとえば障害福祉計画などは、今年度策定中であつたり、このあたりの計画との関係について記載をしたいということ、当然のことながら、上位計画である総合計画あるいは関連計画と整合性を持った計画ということを記載していくことになります。

それからP4の4「計画期間について」は、この事業計画について、法の施行の日から1期5年間ということで本計画が平成27年度から平成31年度までの5カ年の計画です。

それから、次のP5、5「計画の策定体制」ということで①として、本計画の策定にあたって、子ども子育て支援法に定める村上市子ども子育て会議で、計画の内容等について協議を行うと。それから、②としてニーズ調査の実施ということで意識調査あるいは、その意見の把握ですとか、計画に定める教育・保育の見込み量を推計する基礎データを把握するためのニーズ調査を実施したということに記載しております。

第2章で「村上市の子ども・子育てを取り巻く環境」ということで、1番目の「人口・世帯・人口動態等」ということで、人口の推計、それから自然動態、社会動態、将来の人口推計、世帯の状況、出生の状況など、これらをグラフ化したものです。

P11、「教育保育施設の状況」ということで、こちらに利用児童数の推移、保育所の利用状況、幼稚園の利用状況、認可外保育施設の利用状況などを記載しています。

それからP13でございますが、「地域子ども・子育て支援事業の状況」ということで、次世代育成支援行動計画に沿って、子ども・子育て事業計画の法定事業の子育て支援サービスの状況と、その実施状況をまとめたものでございます。ここに実績など数字が上がってくるものでございます。中には、(3)の「子育て短期支援事業」(ショートステイ・トワイライトステイ)こういった事業については、その対象施設が無いということで、村上市では実績が無いというようなものも記載をしています。

P16、4「ニーズ調査の結果概要」ということですが、こニーズ調査の実施した内容、それから、ニーズ調査の結果を記載しております。

P26、5「村上市の子ども・子育て支援の課題」ということで、第2章の1から4の調査結果から浮かび上がってきた課題を整理して、施策の目標に繋げていくということです。

P27の3章ですが、「基本的な考え方」ということで、1「目的」、子ども子育て支援法第1条の目的に沿って、村上市の目的を設定するということです。

次ページの2番、「基本理念」ですが、村上市の子ども子育て支援事業の目指す方向性として定めるものです。今日、この説明の後に基本理念等について皆様からいろいろとご意見を頂戴したと思っております。

P30ですが、「基本的な視点」ということで、子どもの育ちと子育てをめぐる環境をふまえて、子どもの視点、親育ちの視点に立って子ども子育て支援をしていくということです。

P32の4「施策体系」ということで、村上市次世代育成支援行動計画をふまえて、基本目標、基本施策について、その方向性をまとめていくというもので、実際、基本理念を頂点とした体系に添った形で記載することになると、考えております。いったん基本理念の部分については、また後ほどご意見をいただきたいと思っておりますのでお願いいたします。

それから、P33、第4章についてですが、ここで、「教育・保育提供区域の設定」ということで、1「教育・保育提供区域の考え方」を記載しています。それから、2「教育・保育提供

区域の設定」ということで、こちら区域設定のところ空欄にはなっておりますが、前回、前々回でしたでしょうか、設定区域をご議論いただいたわけですが、基本的に、教育・保育の区域設定については、行政区単位、いわゆる旧市町村の5地区を基本として想定するということであり、個別の事業によっては、市内全域とするものもあります。特に1号認定といわれる幼稚園部分については、現在村上地区にしか幼稚園が存在していないということですので、1号認定については村上市全域を区域設定とすべきでないかと事務局としては考えているところです。また、2の「地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定」ということですが、詳細については、現在検討中でありまして、現状の提供体制ですとか、利用状況等をふまえて、村上市全域を基本とするのも、ただし、いわゆる学童保育所については現状をふまえて小学校区による区域設定とすべきではないかと現在考えているところです。

続いて、P37、標題の第5章「教育保育施設の充実」というのが抜け落ちておりましたので、ここに追加されます。

1の「量の見込み」ですが、本計画策定期間における教育保育の利用状況、ニーズ調査等により把握した利用規模等をふまえて、認定区分ごとに量の見込みを定めていくということになります。

P38の「認定区分」ですが、子ども・子育て支援法第19条第1項1号で定める1号認定、3歳から5歳の幼児期の学校教育、これは主に幼稚園に該当するというもの。それから2号認定として、同じく3歳から5歳、保育の必要があるという区分でありまして、主に保育所、それから認定こども園に該当。3号認定は、0、1、2歳で保育の必要があるということで、保育所、認定こども園、その他地域型保育事業に該当するものというように、この3区分に分かれるということになります。

続いてP39「提供体制の確保と実施時期」ですが、認定区分ごとに定めた見込み量と提供体制の確保、その実施時期を設定していくということになり、P39、P40は、各区域ごとに記載されるということになります。このところについては、次の議事の(2)の「教育・保育の見込み量と確保方策」というところで詳しく説明をさせていただきます。

続いてP41、3の「教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）」記載されております。

P43は「教育・保育施設の質の向上について」ということで、①職員配置の充実、②として、職員の資質向上に向けた研修等の充実について記載をいたします。

P45の5「産休後及び育休後の教育保育施設の円滑な利用の確保」についてこちらに記載をいたします。

P46、第6章「地域子ども子育て支援事業の充実」ですが、法定の13の事業がございますが、その13事業について国から示される基本指針等に沿って地域子ども子育て支援事業の

量の見込みと確保方策をそれぞれ記載をしていきます。

P 5 4 の第 7 章「子ども子育て支援関連施設の推進」ということで、1、児童虐待防止対策の充実、2番として、ひとり親の自立支援の推進、3番目として障害児施策の充実、4番目として仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進について記載をいたします。

P 5 7、第 8 章ですが、「次世代支援行動計画の評価と課題」ということで、ここでは、次世代育成支援行動計画の現行施策の評価と方向性についてを記載するという形になります。

続いて、P 5 9、第 9 章「計画の推進体制」ですが、次の P 6 0 に「関係機関等との連携」ということで、子ども・子育て支援施策を総合的且つ計画的に推進するために、全庁を上げて取り組んで行くということが書かれており、推進体制図については、子ども及びその保護者に対しまして、行政、地域、地域教育保育施設事業者が連携し合って支援をしていくというイメージ図となっています。

次の P 6 1 の「役割」ですが、社会のあらゆる分野における構成員が、子ども子育て支援に果たす責務と役割というものをここで示すということ、県と市の役割、これから県と市の連携を図るということを記載します。①として、「行政の役割」、P 6 2 ②の「家庭の役割」、③「学校の役割」、④「地域の役割」などです。P 6 3 の⑤が、「地域の役割」というのが重複しているようですので整理させていただきたいと思います。

P 6 4 「計画の達成状況の点検・評価」ということで、プラン・ドゥ・チェック・アクションというサイクルのイメージとなっております。

P 6 5 以降については、資料編ということになります。

この計画の素案についての全体的な構成については以上であります、先ほど申し上げました P 2 8 の基本理念のところに戻っていただきたいと思います。この基本理念ですが、ここに掲げているスタイル、形というのが事務局案ということで挙げたわけではなく、あくまでも参考までに次世代育成支援行動計画の後期計画でこのような基本理念を掲げているということでお示しをしたものでございます。従いましてこの枠組みが固定されたものではないということをお踏まえていただきたいと思います。基本理念というのは、そもそも計画の方向性とか性格を現すものでございますので、大変重要な核となることと捉えておきまして、子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたって、次の P 2 9 に参照というものを 3 つ掲げてございます。1 つ目は、子ども子育て支援法第 1 章第 2 条になります。この事業計画の基となっております支援法で定める基本理念について記載しているものでございます。

参照の 2 つ目、子ども・子育て支援法に基づく基本方針案第 1 というところで、ここでは、子ども子育て支援は、子どもの最善の利益が実現される社会を目指すとの考えを基本にしていることが書かれています。一番下の参照でございますが、保護者が子育てについての責任を果たすこと、子育ての権利を享受できるよう地域や社会が保護者に寄り添い云々というようなことで書

いてあります。これが支援事業計画の国が定めた基本理念であるということをご確認いただきたいと思います。そうは言っても、子育て支援に基本理念というものを後付するというのは、やはり本来から外れているのかなという気もいたしますし、今まで村上市で次世代育成の支援行動計画の策定委員会でこれまで議論して決定していただいた基本理念があるわけです。今ここにあるように、「子育てをみんなで支えるまちづくり」ということで、これに向けて進めて来た経緯、歴史もあるわけですので、これらを共通の価値観ということでは踏襲していくのか、あるいは、このものに加えるべき内容、削るべき内容があるのか、あるいは手直しする程度で良いのか、またはこの子ども子育て会議で、従来とは全く別の基本理念を掲げていくべきなのか、こういった点を本日皆様からご意見をいただければと思っています。当然、今参照1、2、3ということで根拠となる法律、あるいはその指針が次世代育成の計画の時点とは異なってきているということも事実ではございますので、そういった部分で皆様から、どの様にして行けば良いのかというご意見をいただければと思います。それから、P28の下に、キャッチフレーズということで、かぎ括弧してございますけども、前々回の会議におきまして委員の皆様から、子ども子育て支援事業計画の基本理念のキャッチフレーズを公募すべきだということでご意見をいただきました。社会全体で取り組むという観点から、市民の皆さんに村上市の子ども子育て支援はこうあるべきだとか、あるいは支援の基本的な考え方はこうですということを示すために、わかりやすく、覚えやすいキャッチコピー的なものが必要かということで、下にキャッチフレーズということで括弧書きさせていただきました。これと併せて、基本理念というものと、キャッチフレーズ、キャッチコピーを同じものとするのか、基本理念は基本理念ですよ、ただしキャッチコピーはもっとわかりやすい言葉で表現すべきですよと、いろいろな考え方があると思いますけれども、これらについても、今日ご意見をいただければと思います。参考までに資料の2-2ということで、全国自治体キャッチコピー、基本理念の資料というものを配布させていただいております。これは内閣府が作った報告書の中に丁度これらがございましたので本日の会議の議論の参考にしていただきたいということでお配りした資料でございます。

整理させていただきますと、次世代育成の基本理念、基本的な視点を踏襲していくのか、あるいは新たなものとするのか、それから基本理念をキャッチフレーズとするのか、キャッチフレーズと基本理念を同じものとするのか、別なものとするのか、あるいは公募の方法をどうするのか、この計画自体のパブリックコメントの時に公募した方が良いのか、その辺についてもご意見いただければと思いますし、公募する際にたたき台ということで、この会議でいくつかキャッチフレーズ、基本理念の部分をたたき台としてパブコメの手続きをすべきなのか、その辺もご意見をいただければと思います。

委員長：短い期間に素案をまとめていただきましてありがとうございました。お疲れ様でした。今事務局からもお話がありましたとおり、この素案について、今日議論しなければならないわけ

ですけれども、まだ、ご覧いただいたとおり具体的な数値、そして部分的にキャッチフレーズ等空欄になっているわけです。そして、この子ども子育て会議が今後の村上市の子育てに関わる事業の中核となってこれを決めていくという、責任ある立場にあるわけですが、この素案について、今事務局の方から投げかけていただきましたけれども、まず基本理念、これをこれまでであった次世代育成後期行動計画を引き継いだものをそのままいくのか、内容を検討していくのか、そういうことに関わる議論、そしてキャッチフレーズを同じもので、子育てをみんなで支える町づくりでいくのか、あるいはこれを公募していく。公募だったらどうするか、そして、いくつか案を挙げてそれをたたき台として選んでいただくと、いろいろな方法があると思います。それに関わる皆様のご意見をいただきたいと思います。その他にも計画、素案の構成あるいは問題の趣旨、いろんな問題の捉え方についても、あるいはご意見があるかもしれませんが、この計画の構成もこうしたほうが良いかというご意見が出るかもしれませんが、いろいろなことも含めて、皆様にご質問、ご意見等、頂ければと思います。内容がとてもありますので、委員の皆様もちょっと考えなければいけませんけれどもよろしく願いいたします。

ちょっと、話し合う内容がとても大きいものですから、今申し上げたことを少し分けていきたいと思うのですが、この子ども子育て支援計画の素案の構成の部分、そして、計画の趣旨その他の部分について、これで問題が無いかどうかということを皆様にご意見いただいた後、基本理念のことに入っていきたいと思います。

まずこの子ども子育て支援計画の素案の構成ですね、こういうふうな内容の作りで良いかどうか、そして問題の策定にあたって趣旨の部分ももう一度ご覧いただいて、これで良いかどうかということを皆様のご意見をいただければと思います。

相馬委員：私と、ここに居る数名の方が、村上市次世代育成支援行動計画策定委員会のメンバーで、何度も何度も話し合ったメンバーです。あの時は対象になる子どもの年齢は、0歳から17歳までだったと思うのです。今回、頭の中を整理したいのですけれども、前回あった次世代育成支援行動計画策定委員会と今回の子ども・子育て会議の繋がりと、知りたいのはそこなんです。後期計画の中のひとつの事業なのかどうかということと、どのように繋がっているのかということを知りたいのです。対象となっている年齢が違っているということが引っ掛かっていて、もし繋がりがあるのだとしたら、前回の次世代育成委員会はこのような形でこういうふうになりました、キャッチフレーズはこうでした、それで、今回子ども・子育て会議が発足してこういうふうになっていますという様な、流れがあっても良いんじゃないかなと思ったのです。そこを少し説明していただけますか。

委員長：事務局お願いいたします。

大滝課長補佐：このことについては、本日(株)ぎょうせいさんが来ていらっしゃいますので、詳しく説明していただきます。

(株)ぎょうせい酒井：今回のこちらの素案の作成、雛形を提供させていただいて、それに皆様のご意見等入れ込みながら村上市独自の計画書を作っていくというのがこれからの作業ということで、私も皆様のご意見を入れ込むために、今日参加しているとそういう位置づけになります。今のご質問のこちらの子育て支援事業計画と次世代の行動計画の関係ですが、実際非常に密接な関係がございます。村上市でどうするのかというのは、まだ実は検討中で、確定しているわけではないというふうに伺っておりますし、そのことに関して、私からご案内することが難しいので、一般論としてご説明をさせていただければと思います。まず大きく、国の方向性として示されている事なのですが、今回、皆様に会議で議論させていただいている子ども子育て支援事業計画、これは法律で全国の自治体が作らなければならないということになっています。且つ、目次構成の中にも、四角で「必須」とか「任意」とか書かれている項目があると思います。必須というのに関しましては、国が必ずこの計画書の中に入れなさいと、更に、入れる際のイメージまで示していると、そういう内容になります。「任意」といふように四角がついている部分に関しては、一応任意ですから、入れる入れないは各自治体の判断ということなのですが、そちらに関しても、必須に準ずる様な形で、こんな内容でということが、ある程度示されています。それが、参照情報として、方針であったり、あるいはこの表の枠組みのものは計画書の素案の中に既に盛り込んであるというふうにご理解頂ければというふうに思います。そういったことから、ベースがある程度できて、法律で義務付けられている子ども・子育て支援事業計画と、一方、次世代の後期、今、動いているのは後期の計画で策定とその評価にも携わっていただいている方なのだとは理解したんですけども、そちらに関しては、時限立法の中で、実は今年度で終了という計画になるんです。来年以降に関しては、実は法的根拠はございません。作るも作らないも、各自治体の判断ということになります。そういう状態なのですが、私どもが聞いているのは、村上市としては、あるいは全国の多くの自治体は、何らかの形で次世代計画というものを作ろうということで、取り組みをはじめています。ただ法定ではないということと、次世代は10年の限定だということをもともと示されていたものですから、今年で終わりというふうな情報が一年位前まではあったんです。ですので、実は次世代計画が今回議論していただく、子ども子育て支援事業計画に変わるんだと、後継事業計画だという説明を最初は国もしていたくらいなんです。では、なぜそこが大きく変わったかと言うと、先ほどご案内のあった対象の年齢の範囲の違いというのがまず一点あるんじゃないかなと思います。子ども子育て支援事業計画は、小学校6年生までなんです。まず年齢の範囲が狭まっています。さらに、お気づきの方もいらっしゃると思いますが、村上市も含めて各自治体で行っている子ども子育て支援のための事業というのは、この計画書に掲載するというということで、今載っている事業以外にも沢山あるんです。沢山ある中で法律で定めている10幾つですね、任意で増やすこともできるんですが、ベースとされているのは11、プラスやっていないものも含まれるので、多

くても20事業くらいの具体的な計画を示しなさいというというのが子ども・子育て支援事業計画なんです。ですので、次世代計画がどちらかと言うと次の世代をこういう風に育成していくよ、その考え方や方向性をわりと漠然と示している計画に対して、子ども・子育て支援事業計画というのは、より具体的な事務事業に絞って、何箇所作るんだとか、何人の受け入れ態勢を作るんだということに、非常に的を絞り込んだものであるということなんです。行政の職員の方だと、基本計画という割と方向性を示しているもの、それに対して具体的な仕事の内容を示す事業計画、実施計画っていうふうに市役所で呼んで公表されていることが多いものなのですが、そういう区別があるもんだよね、というふうに理解をされたり、あるいは時によって説明されることもあるんですが、一般の人だとちょっと解りにくいものですから、方向性を決めているのが次世代育成支援行動計画、それを踏まえつつ具体的な事務事業の数値目標を掲げて行くのが子ども・子育て支援制度事業計画ということなので、非常に関連性があるのです。次世代計画で示している方向性と違うものを事業計画の中で打ち出してはいけないという本来の形ではあるんです。計画の関連性についてご説明しましたがここまでよろしいですか。且つ、今全国の自治体、その中の幾つか私も支援させていただいているんですが、非常に困っているのが、次世代の方が範囲が広くて、且つ基本的な考え方を示す計画なんです。それが後追いで任意で作ってもいいという話になったんですね。作るべきかどうかということを議論しているところもありますし、その結果作ろうというところは増えてはいるのですが、ではどうやって作るかという話ですね。おそらく村上市では、策定のための委員会というのは、子ども子育てに関してはこの会議が設定されているのですが、次世代に関しては設定されていないですね。評価のための会議体をお持ちになっているっていうふうに私のほうでは理解していますので、そこについてどうするのかというのは、実は他の自治体でも同様なのですが、村上市においても検討していかなければいけないという話になります。それで本来は考え方があってそれを具体的に仕事として実行するための事業計画という位置づけのものが、そもそもの考え方の部分が、実は少しあいまいになってしまったというのが、これは村上市だけの話ではございません。法的にもあいまいになっている面があって、国の方向性もちょっとあいまいになってしまったので、どこの自治体でもそういう状況にあるのですが、ただひとつ不安になられる方、今の話でいるかと思うのですが、次世代の育成、子ども達をどう教育し育成していくかというのは、なにも、来年から初めてやる話ではないんですね。延々と子育て支援も含めてやってきている話です。その方向性を大きく変えるか、変えなければ今の現状あまりにも良くない、課題が多いので大きく変えよう、そういう議論をやらなければいけないねというところも、全国を見ればあるかもしれませんけれども。どちらかと言うと今の方向性で継続して行こうと、それでその中で事業所に対する取り組みが、子どもそのものもや学校、家庭、地域に対する取り組み方向に対するそれなりに進んでいるけれども、事業所等に対する働き掛けがまだ十分にできてない

ということでその課題認識が、国が次世代計画、今年度で終了予定だったものを来年以降も延長してもいいですよ、というふうに言った根拠になっています。そのあたりを勘案しながら、次の次世代の計画を大きく作り変えるかどうかは各自治体様のご判断というのが現状になります。

計画の概念のご説明になってしまうので解りにくい面もあるかと思うのですが、村上市及び他の自治体の状況も含めてご案内をしたつもりですが、あと村上市の現状について、私の認識がずれているところがあったら補正していただければと思いますが。

大滝課長補佐：特にありません。

相馬委員：ありがとうございます。毎回、次世代育成の策定委員会の話には出てきていて、どういう繋がりがあるのかというのをいつも心の中でモヤモヤしながら聞いていたので、良くわかりました。ありがとうございます。

委員長：委員長としても、ちょっと事業計画等の位置付け等について不鮮明だったところが今の説明で明らかになった思いがいたします。それで今ぎょうせいの酒井さんからご説明いただきましたけれども、次世代育成の行動計画というのは一旦途切れて、任意になって、ですがそれを引き継ぐ形で子ども子育て支援事業計画というのが、小学校までの子どもを対象に具体的な事業を決めていくという位置づけのようです。

この子ども子育て支援事業計画の素案ですが、全体の構成とか趣旨の点で特にご要望・ご注文等ございませんでしょうか。特に無ければ、先ほど事務局からご提案いただきました基本理念についての検討に入りたいと思います。

磯部委員：趣旨のP1の第一章、1計画策定の趣旨、最後「取り組んできました。いぜん子どもの」と続きますよね。最後の段落で。ここの繋がりがちょっとわからない。「取り組んできましたが、いぜんこのように状況が厳しい」というふうが続いていくのではないか。「取り組んできました」で切って、「いぜん」となると、文章の繋がりがわからない。もし、ここで切るのであれば、「しかしながら」とそういう文章になるのかなと。それから、「いぜん子どもをめぐる状況は厳しく」からカギ括弧があって、この中が非常に長いので主語と述語がわからなくなってくるような気がします。カギ括弧の閉じが、一番最後の行の「実現」でカギ括弧が閉じられていますが、「実現を目指す」ここでカギ括弧閉じではないかと。ですからカギ括弧の中もうちょっとうまくまとめられないかなと思っていました。ちょっと長すぎて。

委員長：ありがとうございます。今、磯部委員からのご意見について事務局からいかがでしょうか。

大滝課長補佐：ありがとうございます。接続詞の使い方といいますか、最初のものについては、おっしゃる通りとおっておりますし、カギ括弧が長いと言えば長すぎます。ただ国の基本理念や、参照の部分を見ても、非常に全体的に長い。これは、私が読んでも非常に解かりづらいとおっておりますので、もう少しわかり易い言葉で置き換えられる様であれば、そういうふう

修正をしたいと思います。ありがとうございます。

委員長：趣旨の部分、やはり市民の皆さんに読んでいただくというふうに、一番最初の部分ですから、解かりやすい文面にさせていただければと思います。

他に委員の皆様、ここはちょっと検討したほうが良いんじゃないかというそういう部分がありましたらお願いいたします。

加藤委員：P 5の5は「①、②」なんですけれども、P 3 4は2の下は普通の数字の「1、2」なんですよね、その後のものは数字のあるものは括弧数字なんです。なので括弧数字であれば括弧数字に合わせた方がいいと思います。

大滝課長補佐：ありがとうございます。ご指摘の通りですので、統一させていただきます。

磯部委員：統一といえば、「目指す」が漢字の時と、平仮名の時がございましたので、ここも統一していただきたいと思います。

加藤委員：P 4 3の上の方に、ここだけ「不断の改善努力を行います」あります。他は「実施します」とか、いろいろさらりと書いてあるのですが、P 4 3、ここだけ力が入っている。

大滝課長補佐：これ、力込めないと実現できないという意味も含んでいると認識しております。質の向上というのは、人員的な確保の部分もございますので、我々事務局だけで出来るものではないということで、そういった意味も込めていってご理解いただきたい。ただこの表現が、この計画には不向きであるということであれば、これも統一した表記にしたいと思います。別に、ここにこだわっているものではございませんので、なお検討させていただきたいと思います。

磯部委員：もう一点いいですか。P 2 6の子ども・子育て支援の課題、③の後段です。「若年男性を始め非正規雇用割合も高まっている」。「若年男性を始めとして」とか「含めて」とかなんかになるのかなと思っています。なにかこのままだと、「若年男性を始め非正規雇用・・・」とこのつながりが、若年男性の非正規雇用の割合が高まっているということなんでしょうけれども、「始めとして」とか「若年男性を含めて」とか何かそういうことなのかなと思います。

長谷部係長：ちょっと言い回しが足りないようなので、おっしゃる通りに「若年男性を始め、全ての年代において」という形にしたいと思います。

磯部委員：そういう意味なんだろうね。

長谷部係長：そうです。訂正させていただきます。

委員長：本委員会には、実際に保護者の立場から委員も参加していただいております。やはり実際に子育て中の、市民にも理解されわかり易い、親しみ易い内容であることが望ましいと思うのですけれども、今井委員、八藤後委員、いかがでしょうか。この計画をご覧になって、何かご意見ございましたらお願いします。あと、中山委員いかがでしょうか。ほかに教育に係わる部分について、認定こども園の問題も出てまいりました。この点では樋木委員、遠藤委員も関わっていらっしゃいます。ぜひ何かお気づきのことがありましたらお願いいたします。

樋木委員：P 38 なのですが、1号認定、2号認定とありますが、幼稚園の場合も預かり保育をやっている、2号認定の子どもがいるんですが、このところ「主に保育所」とあるのを。

大滝課長補佐：2号認定のところでしょうか。

樋木委員：幼稚園の預かり保育を受けている子どもも2号認定になるのではないですか。

大滝課長補佐：利用施設、そのことについて、もう少し詳しく記載させて頂きたいと思います。

中山委員：これは、完成した後どのような形で閲覧できるのですか。ネットとか、紙媒体とか。一般の方が。

大滝課長補佐：一般の方は、ホームページで閲覧が可能ですし、計画書を製本する予定ですので、百数十部。委員の皆様にも一部ずつお配りしますし、一般の方についても、福祉課あるいは各支所の地域振興課の窓口で閲覧可能な様にしたいと思います。もちろんホームページでもご覧いただけるようにいたします。

中山委員：データだと、手元でサイズ調整できるんですけども、製本するとこういった形になると思うんですが、グラフとかを画像で持ってきたもののインデントがズレていたりするのが目立ちます。文字がくっついていたりとか、削れていたりとか。沢山あるので、すっきりさせた方がいいと思います。

大滝課長補佐：はい、わかりました。更正の時にきちんとしたものを作っていきたいと思います。それから、今回、文言の訂正等でご指摘いただき、非常に貴重なご意見とっております。おそらく、文言の訂正等については、この他にもあると思いますので、更正については、また別の機会を設けさせていただいて、例えばメモに書いて頂く等、まとめて誤りのご指摘を頂戴できればとっております。

委員長：今、文言についてはまた別の機会を設けると、事務局の方からありました。委員の皆様、他に全体の構成等、あるいは考え方、趣旨等で、ここは、こうした方が良い、そういう部分で何かございましたら、お願いします。今井委員、八藤後委員いかがでしょうか。

今井委員：いつ完成ですか。年内ですか。

大滝課長補佐：出来上がりは、今年度中ということで、2月あるいは3月中くらいに出来上がる予定になっております。

今井委員：この会のまとめが、この本になるということでしょうか。

大滝課長補佐：はい、そのとおりです。

委員長：委員の皆様、他に何かございませんでしょうか。富樫委員も、事業所内保育のことで関わっていらっしゃると部分あると思いますが、趣旨等でお気づきの事がありましたら。

富樫委員：特にありません。

委員長：では、この後もお気づきの事がありましたら、この後の議論の中でもご提案いただいても良いかと思います。今回、いろいろと内容がございますので、全体の構成、趣旨等については、

一先ずここで一旦区切りをもちまして、先ほど事務局からご提案いただきました事業計画の素案の基本理念のことについて、ここは、今年度で打ち切られるという次世代育成後期行動計画を引き継いでのものとしてやって行くのか、また新たなものを考えていくか等々、先ほど提案がございましたけれども、P 28からの基本理念について、委員の皆様、お気づきの点またご質問等でも差し支えないと思います。よろしく願いいたします。

相馬委員：先ほど質問して答えていただいた内容を踏まえて、基本理念なんですけれども、新しくした方が良いのじゃないかと私は思います。なぜかと言うと、次世代育成は今後任意だということなので、そこを決定するとか、しないとかいうのは、この次、何かの形で話し合うとにして、まずは、今日やらなければならないキャッチフレーズをどうするかとか、基本理念は同じにするのかという内容だったのですけれども、大きい枠の中の詳細だと、私理解したので、基本理念は同じではなくて、作り変えるべきではないかなと思いました。

委員長：ありがとうございます。この、基本理念、次世代育成支援後期行動計画の委員に参加していらっしやいました相馬委員から、こちらの方は作り変えるべきであるというご提案をいただきました。事務局のほうでも、今いろいろと事情が変わってきた部分もあり、これは作り変えて良いのじゃないかということで、先ほどお話があったと私も認識しています。他の委員の皆様いかがでございましょうか。これまでの理念を改めて作り変えていくか。このままで良いというご意見があれば検討したと思いますが。

今井委員：「村上市」という言葉を入れたら良いのではないかと思います。「まちづくり 子育てをみんなで支える村上市」と、少し引き継いでいる感もあるのではないかなと。そんなに変わらなくてもいいような気がします。

委員長：ありがとうございます。今、今井委員が具体的基本理念の文面を頂きました。「子育てをみんなで支える村上市」というということで。相馬委員いかがでしょうか。こうした形で、また我々が意見を加えていけば良いわけですけれども。二つの委員会、両方参加された思いから、何か付け加えらしたら、何かございませんでしょうか。

相馬委員：キャッチフレーズを作るにあたっては、公募にするのか、どうするのかという話もあるし、まずは、この基本理念という、次世代育成と子育てというのは、ほぼ内容は一緒だと思うのです。だから、理念に関してはもう一回皆さんで読み込んで、直すべきところは直して、180度変わるとは思えないので、そこは、もう一度委員の皆さん勉強して、文言を直すという方向にしてはどうかなと思います。それと、キャッチフレーズ云々に関してもどうやって決めるのかというところなんじゃないでしょうか。

委員長：事務局に、もう一度確認したいのですが、今日の会議で基本理念、対案みたいなものを出すところまでいければいいのでしょうか。

大滝課長補佐：対案を出していただくところまでは、私どもも想定しておりません。そこまでやり

ますと、今日は、この後の議事もございますので。どうして行くべきなのかという方向性を今日はお決め頂ければと思っております。

委員長：ありがとうございます。先ほど今井委員から非常にわかりやすい基本理念を頂いたのですが、それも含めまして、今回は変えていくかどうか、そういう方向性の部分での結論が出ればよいかと思えます。それで相馬委員の方が、変えていくべきであると、これまでのものを引き継いで変えていくべきであるとのご意見を頂きましたけれども、他の委員の皆様いかがでございましょうか。方向性として変えていくという提案はもう出ているわけですがけれども。同じでいいとかそういうご意見もあってもいいかと思えます。

相馬委員：変えるんじゃないくて、見直しをするということ。

委員長：見直しをするということですね。それで特に問題が無いようでしたら、方向性とし今回は見直しをするということで、皆様特に異論が無ければ、それを今回の委員会の意見としたいと思います。

では、今回の委員会の提案としては、基本理念「子育てをみんなで支えるまちづくり」を見直しをしていくということで今後も更に検討していくということにしたいと思います。

そして、先ほど相馬委員からご指摘いただいたんですけれども、キャッチフレーズのことで、これは市民からの公募が良いということで前々回出わけですが、今回は事務局の方から、全国の自治体の例も紹介して頂きました。これをどの様に決めていくかということですが、委員の皆様のご意見を頂きたいと思えます。

中山委員：キャッチコピーというのは、読んで字の如く「キャッチ・コピー」なので。まずキャッチするということになると思うんですが、それを読んだだけでその計画とか、奥行きの部分に、興味を引かないと意味が無いと私は思うんですが、そうしたときに、よくこういった各自治体のサンプルというのがあるんですけれども、ありがちなものもすごく多くて、これが例えば「子育てするなら雲南市」というのがありますが、これが「子育てするなら村上市」でも全く違和感が無いですね。そういう意味では、これはキャッチコピーとしてはすごく独自性がないということでもあります。独自性の無いものがキャッチコピーとして用事が足りているかという、僕としてはちょっと足りないかなと。ありきたりのことが書いてあるんだなという印象を受けるので、基本理念もそうなんですけれども、掲げるものとか、そういったものには独自性とか、愛着を持ちやすいものとか、引っ掛けやすいものということを念頭に考えていきたいと思えますが。それがこういう計画の中では、わりとタブー視される様なことでしょうか。わりと、こういったものに倣うことが理想なのか、それとも全くの、最近自治体でも、例えば自虐的なPRコピーとかニュースになったりしますけれども。そういったカラーリングでも良いものなのではないでしょうか。

大滝課長補佐：それは、委員の皆様にご意見を頂いて、私ども事務局としてはこれが悪いとかこれ

がいいとかいうことはございません。

中山委員：ちなみに、ぎょうせいさんにお伺いしたいのですが、今回の計画、いちばん良くご覧になって、他所もご覧になっていると思うのですけれども、村上市の独自性という、端的にかいつまむと、どういったところが他所と違うところでしょうか。

(株)ぎょうせい酒井：私も村上市に伺うのは、今日で3回目ですが、村上市の特徴はなんですかと言われると、結構きつい質問だなと思うのですけれども、今回提示する案を事務局と一緒に検討するにあたって、私が気になった言葉は、「きょういくのまち」という言葉ですね。

中山委員：「郷育」の方の。

(株)ぎょうせい酒井：「郷育」の方ですね。このあたりは基本計画に掲げられていた文言だと記憶していますが。あの言葉の持つ意味、奥深さもあると思うので、そのあたりは他所ではあまり聞かないですし、思いのこもった言葉なのだろうなというふうに感じましたので。なんだろうこれという意味での興味は引くんじゃないかと。あと、ご質問いただいているわけでは無いのですが、キャッチコピーと基本理念ですね。全く同じものを両方で使っているという場合と、使い分けをされている場合があるというふうには理解をしています。それは民間企業においても自治体においても同じような状況だと思うのですけれども、キャッチコピーに関しては、ご認識のとおり、キャッチするためのコピーなのでインパクトが大事、あと分かりやすいこと、且つ覚えてもらわなければならないので、非常に単純になります。それに対して基本理念は基本に据える考え方、もしくは価値観を表現するものなので、その価値観を共有するためにはどちらかと言うと長文になったり、説明が必要になったりするんですね。ですから端的に両方の特性を持っている言葉を出していくというのはかなり難しいなと感じます。且つその使い方というのは、実は結構違うんですね。「香川県改め、うどん県にします」といった時に、じゃあ香川県は、県を全部うどんに向けてやるのかということ、そんなことは絶対無いんですね。インパクト向きですよ。ですので、どうしなければならないかという決まりがあるわけでは無いのですが、その辺りが、分かり易さ、掴み易さで、突飛なものを挙げずらいということで、確かにこの一覧表を見ても、私からすると、キャッチコピーと、あのキャッチコピー一覧は、内閣府がまとめている資料なので、これにケチを付けるつもりはないのですが、キャッチコピーと基本理念を分けてあげないと、各自治体様の思いが伝わらないんじゃないかなと思いつつこの資料を見えています。すみません参考になったかどうか。

委員長：ありがとうございます。先ほど、基本理念は今後検討していくこととして出でまして、キャッチフレーズと離れて決めるということはなかなか難しいことです。今回この様に各自治体の例を見ることができているわけでございますけれども、今回はこの委員会では中心に話し合いたいことは、どの様に決めていくかと手続きの問題ではないかと思っておりますので。私も村上来て、海もあるし山もあるし、ととても良いところだなと思っているし、村上独自のものを作

っていききたいなという気持ちはありますね。あと、方言を使うとか。そういうのもいいかも知れませんが。他の土地の人にはわからない、でも地元では分かるという。そう言うといろいろとアイデアも広がって行くんですけども、このキャッチフレーズを、先ほど事務局の方からも、たたき台を挙げてそこから選んでいく、あるいは市民から公募してゼロから選んでいくとか、そういう方法について既にご提案いただいておりますけれどもいかがでしょうか、委員の皆様、皆様方の中には、地域おこしの方に携わっている方もいらっしゃいますし、こういうふうなキャッチフレーズの立て方にいろいろな思いがあるのではないかと思います。加藤委員いかがでしょうか。何かしらご提案があればお願いします。

加藤委員：難しいところなんですけど、基本理念に沿ったものでなければならぬですし、先ほど基本理念を見直すという話になったんですけども、そうすると今までの方向性を変えるとかという話になってしまったりして、基本理念の文言を先ほど具体的な形で言われた、この基本理念の例えば「まちづくり」だとまちづくりが主人公みたいな感じに捉えられたりするのかなと言うふうに思うんですね。ですから公募してもあんまり出ないんじゃないでしょうかね。総合計画の時も突拍子も無いと思ったんですけども「eまち」、今だかつて「e」とはどういう意味なのか。盛んに行政うたっていますけれども。あんまり突拍子無くても馴染まないものなのかなあ。だから、その辺、逆に一回聞いて少し頭に残るぐらい、あれ、何だっけな、と言う感じじゃなくて、スッと入っていくような形のものも良いんじゃないんでしょうか。だから無理無理公募、何でも公募すれば良いというものじゃない。

委員長：そうですね。公募してそういうこともありますね。あるいは、私達の中でいくつかの基本的な案を出して行って、それを選んでいただくと。私達も市民の委員ですからね、ことも有り得るわけですかね。

楠田委員：他のプランの策定委員会の方で出てきたんですけども、私もびっくりしたんですけども、「日本一の」というところがあるんです。ホームページにも掲載されていますが、村上駅周辺まちづくりプラン等策定委員会の中で、ある委員の方が福祉施設それも日本一という発言で、びっくりしました。本日の資料の他市のキャッチコピーの一覧も、「日本一の」というものが結構あります。それから今井委員が言われたように「まちづくり」というのを「村上」というのもいいと思います。

それからもうひとつ、次世代育成支援行動計画が、10年前に策定されて、時限立法で行政の間でも、当然に、これまで相当話題になってきているはずだと思うんです。課長さんも変わられて、引き継ぎあったかどうかあれですけども、(株)ぎょうせいさんは、次世代育成行動計画策定に携わっていると思いますが、20市の動向もやはり確認しておく必要があると思います。それによって基本理念も、次世代育成支援行動計画を引き継ぐという方向に変わっていくのではないかと。

委員長：市町村名を入れるのが良いというのと、あともう一点か二点付け加えることありましたが、もう一度お願いできますか。

楠田委員：次世代育成支援行動計画をやるかやらないかによって子ども・子育ての計画も、基本理念の説明の部分の書き方が違ってくので、行政で他市の状況も掴んでいるはず、話題になっていると思いますし、県内20市あれば10数市以上も方向性は出ていると思います。それを行政でまず打ち出して頂くことで基本理念の作り方も決まってくると思います。

大滝課長補佐：今、楠田委員からご指摘、ご質問いただいた点については、新潟県からそういった情報は、全くと言って良い程入っていないのが現状でございます。でありますので、次世代育成行動支援計画と一緒に作っていく自治体がどれだけあるかについては、私ども把握できていない状況です。全国的な動きについては、(株)ぎょうせいさんからご紹介いただきたいと思います。

(株)ぎょうせい酒井：実は、私どもでも、子育て支援事業計画の方は、支援をさせていただいているのですが、次世代育成支援計画策定を支援しているというのは、かなり少ないです。ごく一部です。大きな理由のひとつが、昨年度の段階で、計画を作りなさいと言う話になっていなかったのです。今年になってから国の方向性が変わった、じゃあどうしようと。更に先月国が、こういう計画を作る場合には、任意なものですから、こういう内容、こういう項目の計画を作りなさいという、今回の素案に入れ込んだような情報を出したような状況です。それを見て、うちは作るのか、あるいはそのまま計画を延長するのか、今検討されている状態だというふうに全体としては押さえています。実は各県で自治体にアンケート、問い合わせをされていて、次世代育成計画を作りますか、作りませんか、あるいは延長しますか、そんな問い合わせをしているという話が、いろいろなところから聞いています。その結果、作らないと決めたと回答した自治体はほとんどないと聞いているので、何らかの形で計画というのを出していくことになるのだろうな。しかも、今年度中という縛りは全く一緒なんです。ほぼ日本全国、よほどの事があって計画の策定が遅れたりしていなければ、基本的には同じなんです。であれば、この下期に子ども子育ての計画と併せて検討していくという話になるのではないかと見ています。今現在の目次構成の中の、次世代というのが入っていますが、あくまでも振り返りと課題を出すというところまでを提案しているのが今日の段階です。ですけれども、次世代計画を作るんだと、且つ子ども子育て支援事業計画と一体のものとして計画書を作るんだという方向性を示された場合は、これは皆様に決めて頂くしかないと思うのですが、第8章の内容が、少し変わってくるのではないかと想定をして、事務局とお話をさせていただいているという状況が、これは村上市のことではなくて、全国の自治体で起きている状況です。結論的に言いますと、計画を作ろうか、それとも子ども子育ての中に入れ込もうかということ議論している段階で、基本理念をどうしようというところまで行っているところは、私の知る限りでは無いというの

が現状です。

委員長：ありがとうございました。楠田委員から次世代事業計画の方、それを引き継いで、その下にある計画としてやるのか、あるいはこれを独自にやるのかということで違ってくるということでご指摘を頂いたんですけれども、今、事務局そして働きようせいのお話からも、今後の成り行きが不透明な部分があることも分かりました。そうすると、このキャッチフレーズの部分ですけれども、どういたしましょうか。楠田委員いかがでしょうか。今後の見通しがちょっとまだ確定ということで無い様なことで今いただきましたけれども。今日はキャッチフレーズをどの様に決めるかという事まで方針を決めたいということだったんですけれども。

楠田委員：次回まで確認、一点ぐらいずつ出してくるというのは。

委員長：それもひとつの案ですね。私も、委員長ではありますけれども、自分でどうしたものかなと考えながらいるのは、私達も市民の代表でございますから、子ども・子育て会議案というのを出し、あと市民の皆様からも案を頂きという形にしても良いかなと思ったりもしました。そういう、いろいろとやり方があるのではないかと思いますけれども、キャッチフレーズの決め方ですけれども、いかがでございましょうか。相馬委員、何か良いお知恵はございませんでしょうか。

相馬委員：今、2つ問題があつて、キャッチフレーズをどうするかという問題と、それをどう決めようかという問題と、もうひとつは、次世代育成にあつたものを継続するのかどうか、というところまで来ているので、今日の段階は、分けて、まずはキャッチフレーズどうするか。でも、それは、楠田委員が仰ったんですけれども、後期計画をやるということは、基本理念をこのまま引き継ぐのか、それとも、子育てと名前も変わっているし、対象年齢も変わっているから、それを変えるか、という2つのところに来ていて、それを今決めるのか、楠田委員が仰るように次の会議まで皆でひとつずつ意見を持ってきましようとするのか。私も、キャッチコピーを作る前にそちらを片付けないといけないのかなと思いました。キャッチコピーというのは、皆さんが色々な意見を出された要素、ファクターがすべて集まってきて出来るものだと思うので、やはり、そこを次世代と子ども会議という位置づけはっきりさせないとだめなのかなと。ここに書いてある理念は、次世代のほうから持ってきた理念ですよ。ですので、子育て会議の理念と100%合致していれば、皆で見直せばいいだけだし、もし、ベースとなっていたものの今応用編なのか、ベースとなっていた次世代とは別のものなのかというところをクリアにした方が良いんじゃないかなと思います。

中山委員：私の認識ですと、次世代育成支援事業計画が時限立法であつたものの、後継法みたいな感じで、もう少し細分化、具体化して時代に合わせて子育て支援についてうたったものが、今回の子ども子育て支援法に位置づけられるような認識をしているのですけれども。ということであれば、変える、続投というものは、割と様子を見ながら考えていっても良いのではないかと

と思うのですが。今、どうしてもガラリと変えなければならない理由もありませんよね。どうしても続投しなければならない理由もありませんよね。ということであれば、これから行われる話し合いの流れの中で、継承するのかそれとも変えていくのかということとその都度諮っていく方が、過去にお話したことも、より良く生かせるのではないかと思います。

加藤委員：次世代育成をどうする、こうすると言う前に、総合計画が一番上なわけですよ。それで、この目的のところにある部分は、方向性は一緒だと思うんですよ。ですから、基本理念を見直すとなると、文言だけだったらいいんですけども、その方向性を変えとなると総合計画と違ったものになってくるかも知れないので、やはり目的の部分を、皆さんで、こうですよということを確認し合って、じゃあ基本理念どうなるのかという方が、まさしくそのままで良いと思うので、ただ文言を変えるのかというのはありますけれども、いろんな基本理念を作り直しても、結局方向が同じなのであれば、同じでいいような気がしますけれども。要するに、地域の子どもは地域の皆で育てましょと、それで子育てによって自分らもレベルアップましょという方向は一緒だと思うんですよ。

遠藤委員：私もほぼ同様です。基本理念並びにキャッチフレーズを変えようが、変えまいが、大して市民にとって驚きもないし。それよりも、具体策をはっきりさせて支援し合う施策の方を突き詰めていった方がよほど効果的ですし、次世代の方の基本理念、非常に分かりやすいですし、これを取り入れてこのままキャッチフレーズにしても良いですし、なんら、子ども子育て支援計画も法で作成しなさいということとリンクしても端的で非常に分かりやすい基本理念だと思います。だから先ほど改正の方向に行ったのですけれども、変えないということも含めて改正するというのでしたら私は理解できますけれども、具体的に、次世代と今回のものを比較しながら、詳しく勉強しないで意見申し上げるのは甚だ恐縮なのですが、私はこれでよく分かります。

委員長：事務局からご提案いただいて、このキャッチフレーズを、市民から公募も含めて検討しようと思った訳なのですが、なかなかここで結論を出すのは難しい問題だということが分かってまいりました。中山委員からも様子を見てということをお願いいただきましたし、いかがでしょうか。今ここでキャッチフレーズをどういうふうを選んでいくか、作っていくかということ、これよりも、実際の中身の問題に入っていた方が建設的であるというふうに出てまいりました。事務局はいかがでしょう。

大滝課長補佐：色々なご意見をいただきましてありがとうございます。ここで、どういうふうにして行くかお決め頂きたいと申し上げたのですが、皆様のご意見を伺いましたところ、次回の会議を9月下旬か10月位にもう一度開催する予定でございますので、そこまで持ち越しと言いますか、事務局としても、どのようにすべきなのかを、少し時間を頂いて検討していきたいと思っておりますので、委員の皆様、次回の会議までご意見をまとめて来ていただければと思います。

し、例えば、楠田委員から、一人ひとつというのも、もしかしたらあるかも知れませんが、もし変えるとすればどういったものが良いのかも含めてお考えいただければ大変ありがたいと思います。

委員長：ありがとうございます。今事務局からも、この問題は持ち越しにして、県内の他の自治体の状況などを見た上で判断しなければいけない部分があると思います。次回の時までには私達の中でも、それでは、こうしてみようかというキャッチフレーズを、やり方、一人ひとつということでも良いですし、そういった事も含めて次回の宿題ということで、今回はこれで一区切りするというのでいかがでございましょうか。では、このキャッチフレーズの件は次回の時に改めて決めるということにしたいと思います。

委員長：本日、あと2つ議題がございまして、次の議題に移りたいと思います。議事の2番目でございます。これも、実は前回から持ち越しの議事なんですけれども、「教育・保育の見込み量、確保方策について」を議題といたします。では事務局から説明をお願いいたします。

長谷部係長：委員長が仰いましたように、前回のニーズ量の数値に疑問が生じたため、本件を先送りさせていただいた経緯がございますが、ニーズ調査受託者において再度見直しをしたところ、ニーズ量に誤りは無いとの結果にいたしましたので、改めて今回の議題とさせていただきます。大変ご迷惑をお掛けしましたが、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

それでは、議題4の(2)の、教育・保育の見込み量と確保方策ですが、資料3をご覧ください。まず、[1]が抜けていまして、「教育・保育施設及び地域型保育事業」という文言を書き加えて頂きたいと思います。それでは、その事業についてですけれども、ここでは、国の基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における幼児期の学校教育・保育の量の見込みを定める。また、設定した量の見込みに対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定することを目的としています。ここでの国のワークシートに起きますのは、1号から3号まで、それぞれの推計児童数に利用意向率を乗じ見込み量を算出するとしておりますが、四角の中の下段にありますとおり、補正・独自算定の考え方としまして、1号及び2号の認定は、国のワークシートを用いると。3号認定については、国のワークシートの0歳児のニーズには、1歳以上の保育ニーズも含まれているため多く算出されていることから、現在の利用実績をもとに算出することといたしました。

次P2、まずは、幼稚園の利用状況というものがあまして、実績があります。P2の下段に1号認定の計画書記載イメージを掲載しました。ニーズ量となりますのが、1行目の必要利用定員総数というところになりますが、それに対する確保内容は、現段階では現状定員といたしました。しかしながら、こちらは、今後幼稚園の将来構想をお聞き取りいたしまして、変更する予定でおります。

次に、P 3の「保育所の利用状況」ですが、こちらはP 3から地区ごとにP 8まで実績を記載してあります。

P 9には、「地域型保育施設の利用状況」ということで、村上市はまなす病院託児所、村上記念病院託児所、杏園内施設と3施設の実績を記載しております。ここで訂正なのですが、杏園の定員数で、4名を全て10名で運営しているということですので、差し引き等の数字も変わってきます。過去21年度から全て10名で運営しているということでした。大変申し訳ございませんでした。P 10については、認可外保育施設の利用状況として、ゆりかご保育園、託児所マイマイの2施設の実績を記載しております。それら、2号認定、3号認定の計画書記載イメージを。P 10からP 14に渡り地区毎に掲載しております。冒頭に補正の考え方で述べましたとおり、2号認定については、国ワークシートのまま算出し、年齢ごとの定員というものは無いのですけれども、実績を基に振り分けると、どの地区においても不足を生じることは無い計画となっております。続きましてP 12の3号認定でございますが、これはニーズ量の括弧書き上段にありますとおり1歳以上のニーズ量も含まれるため、実績と比較して、かなり膨れ上がった数値となっておりますので、前段で申し上げました補正を加えて下段の数値をニーズ量としました。3号認定の0歳をP 12からP 13の上段に記載しております。3号認定の1・2歳分をP 13からP 14に記載しましたが、いずれも現在の施設規模から不足は生じない計画内容となっております。なおP 14の山北地区の表の下段の※印にありますとおり、確保の内容が全て過大と捉えられますが、あくまでも、施設面積要件から可能となる定員を示したものであることをご理解頂きたいと思っております。こちらについても、先ほど修正しました杏園さんの分を後ほど修正する形になります。

続いてP 15で【2】「地域子ども・子育て支援事業」ですが、これは、黒丸2番目にありますとおり、原則、国のワークシートで算出した結果を参考とするが、国ワークシートの特性を考慮、過去の実績と比較して差異のある場合、見込み量の補正あるいは独自の算定設定を行うことが必要であるとの考えの下に計画書記載イメージを掲載しました。まず(1)利用者事業ですけれども、これは子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行う事業でありまして、現在ある子育て支援センターにおいて、平成27年度から実施予定といたしまして、実施か所を子育て支援センターの施設数として5か所といたしました。

次P 16の「時間外保育事業」ですけれども、これは通常の延長保育時間以降、18時以降の保育をするものですが、国ワークシートではタイプ別児童数全員に18時以降の希望割合を乗じて算出するため希望しない家庭も含めたニーズになり、そのため、希望以上のニーズ量が計上されており実績との差が出てしまうことになるので、記載どおりの補正をいたしました。

P 17からP 18に計画書の記載イメージを掲載しておりますが、P 18山北地区表下段の※印にありますとおり、保育士等の加配により、希望者全てを預かる方策としました。次にP 1

9の放課後児童健全育成事業。学童保育所と言った方が通りが良いと思われませんが、これは、国ワークシートからでは放課後児童クラブのニーズ量は算出されないため、低学年は児童数の見通しに現在の利用登録数比率の平均を乗じ、高学年については、低学年と同様の計算をした上で、更に移行率の平均を乗じて算出することといたしました。実績がP19からP20に記載してありますが、高学年の実績は拡大した平成25年度単年度の実績となっております。P21ですけれども、計画書記載イメージを掲載しております。いずれも現行どおりでニーズを満たす計画となっております。尚荒川地区については、保内学童を改築し、平成28年度に開所予定であるため、それを反映した確保策となっております。

続いてP22、「子育て短期支援事業」ですが、これは保護者が、疾病・疲労などの身体上・精神上・環境上の理由により、児童の養育が困難になった場合に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業であります。実績、ニーズ共にゼロであるため、一番下の※印にありますとおり、事業化せず、これまでのとおり家庭児童相談員主導の下に対応することとします。

続いてP23(5)「乳児家庭全戸訪問事業」ですが、これは、子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する事業ですが、国のワークシートにはありませんので、各年度で生まれる児童全員を対象に実施するものとして推計することとしました。実施体制といたしましては、計画書記載イメージの※印にありますとおり、現行の保健師21名が、そのまま推移するものとして出生者全員に対応するものとなっております。

続いて(6)「養育支援訪問事業」ですが、これは、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児・家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業ですけれども、国ワークシートにはありませんので、対象者が発生している年度で発生率を児童数に乗じて算出することとしましたが、次のページですが、これは養育支援が必要な家庭は、もちろん村上市にもいらっしゃると思いますが、これまでどおり事業化せずとも、家庭児童相談員主導の下対応していくことに何ら弊害が無いことから向こう5年間は現行どおりといたしました。

続いてP25の(7)「地域子育て支援拠点事業」子育て支援センターですが、これは、国ワークシートでは、通常は想定されていない保育所利用との同時利用の人数も計上するためにニーズ量が多く算出されています。このため、実績の平均値に伸び率の平均値を乗じて量の見込みを算出することとしました。計画書記載イメージといたしましては、これまでどおり、各地区1箇所ずつの支援センターで事業を継続していくこととしました。

続いてP26、(8)「一時預かり事業」ですが、これは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業で、幼稚園では預かり保育と言いますが、まず①幼稚園における在園児対象型について

ですけれども、これは、親が就労しながら幼稚園を利用する場合について、国ワークシートでは年間就労実数と同様で計上しており、その結果が実績と乖離する。そのため、平均利用日数実績の平均を、幼児期の学校教育の利用希望が強い2号認定の国ワークシート数値に乗じて見込みを算出することとしました。実績は平成24年度と平成25年度の2箇年分のみであります。その実績を基に補正を行い、計画書記載イメージとしては、これまでとほぼ同様のニーズがあり、それに応じていくものとしてしました。

次にP27の②幼稚園における在園児対象型以外についてですが、これは、下段の※印にありますとおり、保育士等の加配により、一時預かり希望者すべてを預かる方策とし、子育て援助活動支援事業の確保方策については、協力会員登録の見込み数を掲載しました。

続いてP28(9)「病後児保育等」ですけれども、これは、保育にかける乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・保育所等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業であります。こちら、記載誤りで訂正をお願いしたいのですが、補正・独自算定の考え方にありますとおり、国ワークシートではニーズ量が多く算出される傾向にあります。これまでの他のアンケートでも要望の非常に多い事業であることから、補正はしないこととさせていただき、ニーズ量をそのまま利用することといたしました。ですので、補正・独自算定の考え方は、補正なしと修正をお願いいたします。確保内容といたしましては、下段※印にありますとおり、平成26年度より、あらかわ保育園にて体調不良時対応型の病児・病後児保育事業を開始しておりますし、また、平成28年度からは県立坂町病院にて病児及び病後児対応型を検討していることから、その内容を確保策といたしました。

続いてP29(10)「子育て援助活動新事業」ファミリー・サポート・センター事業についてですが、これは、国ワークシートのままだとニーズ量が0人になるため、各年度の児童数の見通しに、実績による出現率を乗じ算出する補正といたしました。未就学児・就学时共に、確保策については、協力会員登録見込み数としております。

最後にP20(11)「妊婦健診事業、妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業」ですが、これは当該前年の0歳児推計人口を量の見込みとし、乳児家庭全戸訪問と同様に、現行の保健師体制の下、全員を対応していく計画としています。以上、走り走りではございますが、量の見込みと確保策について説明をさせていただきました。ご審議の程よろしく願いいたします。

委員長：ありがとうございました。それでは、委員の皆様、今事務局からの説明にもありましたけれども、教育保育の見込み量と、確保の方策ですけれども、量的には現行のサービスで十分対応しきれるということで報告がありましたが、色々と、地域独自の事情もあり、これもまた検討しなければならない事が出てくると思います。皆様のご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

楠田委員：資料2-1、先ほどご説明いただきましたが、そのP18、19、幼稚園の関係のア

ンケート結果ですね。P18には実績、P19にはアンケートの集計があるんですけども、村上幼稚園、それから認定こども園含めて大幅な要望が数字上は出ていると。ただ今回の見込み量からいくと、これまでの入園実績を二分した形での見込みを出しておりますが、このアンケート結果はどの様に捉えているのかをお聞かせください。

長谷部係長：アンケートの集計結果ですけども、こちらは全ての家庭の方が利用した、または利用したいというものを拾った全体の数字となっております、ニーズ量の方は、そのうち、資料3のP1にありますとおり、就労形態に応じてタイプ分けをしているんですけども、タイプA・B・C・Dの家庭が、幼稚園については希望するだろうという様な考えの下に、ニーズ量を算出しておりますので、希望が多いように見えますが、実際入られるのはこれ位であろうというような数値の出し方になっております。希望は多いのではないかということになりますが、定員数がかなり確保されておりますので、全て希望されたとしても、入ることは可能というふうに考えております。

柗ぎょうせい酒井：こちらの、素案に使っているアンケートの結果ですが、どういう保育施設を利用したいですか、保育園、幼稚園、それぞれお答えになっていて、保育園を利用したいという人が非常に多いという結果になっています。それを各年齢ごと、0歳児が今後何年に、何人くらいいらっしゃるのかという人口推計と、利用したいという意向とを掛けて出したのが見込み量です。原則アンケート結果を踏まえて見込み量の算出を行うのが基本になります。ですが、これは、特に0歳児がそうなんですけれども、保育園に通わせたい、あるいは幼稚園に通わせたいとお答えになっているのですが、実際には、お母様が休業されて半年なり、一年なり子どもの面倒を見るという方が、現実には結構いらっしゃるんです。それでアンケートで、何歳から預けたいかを綿密に聞いている自治体が、実は少なく、結果0歳児に関しては、アンケート結果で推計した、これ国ワークシートというのがアンケート結果と、人口推計に基づいて算出する、希望される人の見込みということなんです、それが、実際の人数よりも大幅に多く出してしまうという傾向があります。そのように、実際の数字と、アンケート結果に基づいて算出したものの差があまりにも大きい場合は、先ほど補正というご説明いただきましたけれども、どちらかという実績ベースで見たときにどうなんだろうかと。0歳児の何パーセントの方が利用しているのだろうかということで、現実を見ながら補正という作業をしています。そこは実は国も国ワークシートというくらいなので、国はこういうことで算出なさいと言いつつも、補正をかけなさいということの後から、特に0歳児にかけては、必要な場合はかけなさいというご案内も含めてされておりますので、それを踏まえながら村上市独自の補正を、案として提示されていると、この様な状況です。何を言いたいかというと、この計画書に出ている、保育園に多く通わせたいという意向、それが当然こちらの見込み量にも基本、原則反映された形となっております。そのように捉えていただけると。保育園は8割くらいの方が利用したいと

いうふうにお答えになっているのですが、現状でも84パーセントの方が利用しているとお答えになっているので、実は利用者数としてはそんなに大きく変動するわけではないと。ですから現在の体制の中で受け入れることができると、そういう結果になったのではないかと考えています。

楠田委員：P18、幼稚園では現状が10.1パーセント、ところがアンケート結果では、17.何パーセントと大幅に伸びている。それから認定こども園もしかり。このアンケート調査の結果分、いくら補正かけたと言いながらも、実際には実績の分だけを考慮した形になっているのではなかろうかという。まあそのところは、それでいいのかもしれませんが。樋木さん、どう思われますか。

樋木委員：希望は希望であって、現実には、なかなかそうはさせられないような事が多いんですね。

楠田委員：やっぱり実績の方が・・・。

委員長：委員の皆様、今楠田委員からの質問がありましたが、基本的な数値の出し方について、確認したい点がございましたら是非お願いいたします。

中山委員：病児保育についてですが、坂町病院で病児病後児を対応されることを踏まえてということですが、坂町病院は、胎内市・関川村、他の自治体とかなり密接に、患者数は、向こうの方が多くはありますが、新発田以北で病児・病後児をやっている所は無いということで、もし、坂町病院が始めたということになると、他所の自治体からも、かなりの利用が、むしろ村上市より利用があるかもしれないということも想定されますが、これを勘案されての数値の算出となりますか。

大滝課長補佐：まず、坂町病院の中の病児・病後児保育というのは、現在検討中ということで、実施するとはっきり決まったわけではないということをご理解いただきたいと思います。その上で、坂町病院側から今後、事業を実施したいということで検討しているということで、私どもが、坂町病院に出向いて色々と協議をしてきた経緯がございます。でありますので、まだ具体化はしていませんが、将来的な方向性ということで、27年から31年の5年間での計画でありますので、そこに見込んだものであります。

中山委員ご質問の、立地的に、坂町地内でございますので、胎内市、それから関川村の子どもさんも利用したいというのが当然だと思いますが、事業を運営していく上では、例えば広域的にやっていくのも方法のひとつかと思っていますので、おそらくやるとすれば、その方向も考えていかなければいけないと思います。ただ、あくまでも本計画の見込み量については、希望する村上市の子どもを対象とした数字を入れ込んでおりますので、当然病院側の受け入れとしては、もっとあるということで想定はしています。あくまでもこれは村上市の子どもを対象とした人数と捉えて頂きたいと思います。

委員長：今回のニーズ量調査ですけれども、村上市は面積が広く、見込み量に、地域的な事情かか

ら対応できるかということも起こってくるかと思います。山北の加藤委員いかがでしょうか。  
このニーズ量調査について何かご確認したいところございませんでしょうか。

加藤委員：推測ですからね。私は学童保育を預かっている身なので、4年生以上と言ったときに、山北の場合は定員オーバーをしていて、ご遠慮をいただいているということもあるのですが、実人数は4年生以上は少ないのですが、実際に入りたいという人がいるという部分が現状としてあるので、隠れている部分があると思うので。

委員長：見込み量と確保の方策ですけれども、できる限り国の示したやり方でやる中に、地域の独自の事情等も情報を盛り込んでいったほうが良いと思うのですが、今、病児保育のことや、山北では必ずしも充足されてなくて、定員オーバーしているということも出てきました。他に何かこの点はどうかというご確認したいことがございましたらお願いいたします。

今井委員：事業化せずにとすることは、これから先、市としてはそういうサービスは作りませんということなのでしょうか。

長谷部係長：決してそういう意味ではなく、現在の家庭児童相談員の下に対応しているケースでありまして、事業にするとするのではなくて、家庭児童相談員の下に、こういったケースはここに繋ごうとか。このように今の形で特段問題が無いということで進んでいる、進みたいという考えです。

今井委員：この様なサービスがありますというお知らせをすると、子どもを生んでも大丈夫なんだ、預けられるんだという考え方になると思うのですが、最初から、そういったサービスは無いですと、ニーズが増えたら作りますだと、ちょっと遅いのではないかと思い、「事業化せず」という言葉が引っかかったのですが。ファミリーサポートセンターとかで対応していくということでしょうか。例えば泊りとか、具合が悪いとか、そのような時。そちらがメインだと融通が利くとかなんでしょうか。

長谷部係長：こちらで言うのは、手を差し伸べなければいけない様な家庭に対しての事業なのですが、これまでを基に、児童養護施設に入所させる手続きをとったりとかの対応はしているのですが。

今井委員：そんなに大きな事ではなくて、泊まりで出かけるとか、そういった時のショートステイだと思うんですが、私の中では。養育が困難になった時にも泊まるのは必要なんですけれども、お爺ちゃん、お婆ちゃんが面倒を見てくれないとか、見てくれる人がいないとか、そういう時に泊まって欲しいとか、仕事で遅くなるとか、その時はどうしたら良いんでしょうか。

長谷部係長：そうですねえ。そうすると、おっしゃった通りに、村上市では泊まりの事業は無いので預かれないという形になります。こちらは、私も勘違いしている部分があって、ニーズは無いですが、将来事業化は図るべきだということによろしいでしょうか。

今井委員：他にもあったんですけれども、事業化せずにとというのが。

長谷部係長：事業化せずにとという言い回しが悪かったのかも知れませんが、やってはいるんですよ。

大滝課長補佐：実際この事業は、こういった名目ではありませんけれども、同じ内容のもので対応していますので、この書き方が適切かどうかもう一度検討させてください。ニーズがあつて、それに対してこういう形で対応していますということをやっていますので。ただ、今のショートステイの部分は今実際やっていませんが。

今井委員：私の言ってるのと違うんですね。はい、わかりました。

加藤委員：ショートステイについてですが、ニーズが無いからというのは、間違いだと思うんです。無いから使えないからニーズにならないんですよ。無いことが分かっているから。使いたい人が声を出せない状況だと思うんです。

大滝課長補佐：ニーズが無いから無いというのではなくて、実際対応できていないという部分があるので。ただ、今、長谷部が申し上げたとおり、今後事業化していくべきなのかどうかも含めて見込み量を書き込んでいくことになります。

加藤委員：あくまでも量の見込みですから、ニーズに対応していこうという、確保の部分を入れるんじゃないですか。それができるできないというのは、その後の事ですよ。そうすれば、ゼロというのはやっぱり合っていないんじゃないですか。やっぱり、実際に子育てされている方から見ると、ああ村上市はこういう方向なんだ。ということになってしまうんですよ。あまり大きくして、大風呂敷を広げても何なんですけど、ゼロというのはちょっと。いただけないかなと思います。

委員長：この調査結果も市民に公開されるものですよ。

大滝課長補佐：この資料の3は、先ほどの議事の一冊目の計画と素案で説明しましたとおり、P39、P40に、これがこのまま掲載されるというイメージです。これも含めて公表されます。

吉田係長：今井委員の先ほどのご意見ですが、事業化せずにと書いてあるところの、養育支援訪問事業は、虐待を受けているとか、そういう子ども達のことを仰っているんですよ。

今井委員：はい。

委員長：今、委員の皆様から病児保育事業と一時預かり、山北での学童保育の実際の状況等出てまいりまして、必ずしも、報告・調査結果のとおりではないのではないかとこの質問がありました。やはり、何かしら地域独自の事情を勘案して調査結果の中に、これはこう対応しているんだと。実績数ではなく、こういう場合にはこうと、少し補足する部分があってもいいんじゃないかと感じます。

中山委員：我々、今子育て真っ最中で、保育園を利用させていただいているのですが、例えば同級生や同世代などで、他の自治体に住んでいる友達と、お宅の保育園は定員が緩いとか、きつい

とかいう話を雑談の中でよくしまして、その友達も本当は村上の出身なのに仕事や何かで胎内市に住んでいるという方で、そちらの方が状態が良いなら帰りたいなという話を、さらりとすることがわりと件数が増えてきているんです。これから、人口問題ですとかそういったことまで考えますと、ある程度、保育園の受け入れが、間口が広いという様な印象が広がるだけでも、それは、我々子育て世代の住み易さにかなり直結する要素になってくるのではないかと思います。それで、これは総合計画なんかにも絡んでくることになるのではないかと思いますので、そうすると、ニーズ分析等として算出したものの算定方法みたいなところに、遊びの部分といえますか、余裕の部分を見せていくということも、すごく大事なことだと思うのです。期待させるだけでも先々を考えていくと人口の確保とか子どもの確保にとうい点に関して、かなりジワジワ聞いてくると思うのですけれども、そこは資料の中にも盛り込んだり、匂わせたりする方法が有ればなと思います。

委員長：ありがとうございます。今、大変興味深いご提案でしたけれども、こういう調査の中にも期待を持たせるような部分を入れていくというご提案でしたけれども。

長課長：大変ありがたいご意見で、先々の事を考えていった場合、非常にそういう事もあろうかと思えますし、確かに現状、子育て世代の方々の中でも、この町ではこういった事をやっている、この市ではこういった事をやっているという事で、いろいろな流れもあろうことかと思えます。ただ、計画の中にとということになりますと、なかなか表現の方法から難しいとは思っておりますけれども。ただ、私ども、本当にそういうような形で、ひとつの売り、村上市としての売りになればという気持ちも持っておりますので、その辺で、使っていける場所があればと、そんなふうに考えております。

委員長：私の方からひとつ確認したいことがございますけれども、保育の業界に携わっておりますと、気になることがあります。量的にはこれだけ受け入れられるというふうなことがあるんですけれども、保育の質がどう担保されているかという問題が出てきます。具体的に言うと、これが必ずしも質に繋がるというわけでは無いのですが、正規保育士がどれだけいて、臨時の保育士がどれだけいるかということ等も、保育には随分と大きな要素になってくるかと思うんですね。そういう点も、もしも調査の中に盛り込めたらより分かりやすいのではないかなと感じております。実際には、市内の保育所等でも、半数以上は非正規という所も出てきているようでございます。

楠田委員：先日、一回目の議事録から読ませていただいた中で、委員長が盛んに仰っておられましたが、保育士さん、卒業した学生が、村上市での採用が無いと。本当に、子育て支援も人口問題を抱えながらのことですので、是非そういう方を正規で雇用すれば、その方たちは村上に住む。住んでそして結婚後もおそらく村上にいてくださる。そういったことえを考えると是非、どこかのところで「正規雇用の職員を」という文言がどこかのところに入ると、大変ありがた

いと思います。

長課長：私ども事務局ではありますが、その件に関して、気持ちは一緒なんではございますけれども、なかなか思うようにいっていないと言うのが現状もあります。また皆さんのご意見そういう形で頂ければ強い後押しになるのではないかなと考えます。

遠山委員：P 2 3（6）の養育支援訪問事業のことなのですが、P 2 4の上に実績がありますが、平成21年度から25年度までに利用者数ゼロとなっています。先ほどの事務局の説明では、家庭児童相談員が対応するので、なんら問題がないという説明だったのですが、利用者数ゼロということは、本当に間違いないですか。

長谷部係長：対象利用者が、人口全部ですけれども、今、相談員に、相談に至った件数の集計をお願いをしたのですが、まとめたものが無くて非常に時間がかかるということで、表にはお出ししていないのですが、このゼロ人というのが、誤解を招く言い方ではありますが、事業化をしていないものですから、実績はゼロと記入させていただいております。実際に、相談とか、対象人口の中の、今後こういったケースに進んでいくのではないかという家庭の相談を受けたとか、そういうのは実績としてあるのですが、今回間に合う形で集計ができなかったのも、その欄を設けませんでしたけれども、いらっしゃることはいらっしゃるんです。

遠山委員：そうですね、増えている傾向にあると思うんです。それをこういうふうに記入するのはおかしいと思います。

長谷部係長：相談件数とか、そういった形で、また別に書き表したいと思います。

遠藤委員：先ほど委員長さん、長課長さん、質の充実というお話をされていたのですが、私、学校に勤めていますと、本当に著しく、毎年毎年児童数が減ってきているのが、どこの学校でも自覚できるんです。市の方でも、小中学校の望ましい教育環境整備検討委員会というのを先日条例化されて立ち上げて、動き始めました。きっと、学校の統廃合も含めた検討委員会になると思っているのですが、だから、保育園などの需要が、きっと少子化の中子どもの数がもっともっと減ってくるというのは、先ほど中山委員が言われたとおりに、余程インパクトのある魅力が無ければ、この空きがいっぱい出ると思うんです。だからといって、保育士さんの数を減らすとか、正規化しない、益々非常勤を増やすとか、そうならない様に、なんとか子育ての充実を図っていく施策を検討していただきたいと思います。

委員長：ありがとうございます。恐らくこの調査結果についても、今委員の皆様からいろんなご意見が出てきましたので、今後も更に読んでいけば出てくるのではないかと思います。恐らく今日の会議の時間内ではとても話尽くせないことになるかと思います。いかがでございましょうか、事務局の方で、こうした委員の意見を受けて今後の対応について何か見通しをいただければ。

大滝課長補佐：今、数字の表し方ですとか、質の充実についてご指摘いただいたわけでございます。

正規保育士の確保等もご意見いただいたわけですので、それらも、数値目標のところに入れるのか、計画の中に入れ込むのか、形は今後検討してまいりたいと思いますけれども、皆様のご意見は、計画に反映させていきたいと考えております。

樋木委員：少しきつい言い方になるのですが、小学校の教員も、幼稚園の教員も資格を持っている人ばかりなんですよね。保育所だけが資格の無い人を採用するという行政の感覚がちょっとおかしいのではないのでしょうか。

長課長：仰るとおりだと思いますが、私ども、保育の質ということを考える中で、資格持っている方優先にその辺を考えてやらせて頂きたいと考えております。

加藤委員：男性保育士の、正職何名、臨時何名ですか。

吉田係長：正規職員4名、臨時職員は1名います。全部で5名です。

委員長：加藤委員、今のご質問の趣旨と申しますか、保育の性別ですね。私も個人的には男女半々位が適切と思っているのですが。

加藤委員：子ども達にとっては、はっきり言って、保育士さんを辞めた臨時の方がまた来ても、子ども達からするとおばあちゃんですよ。はっきり言って。若いお兄さん、お姉さんが良いに決まっているじゃないですか。と私は思うんですよ。ベテランの方がよほど良いという感覚、はっきり言ってですよ、あんまり言えないですけども。そう思いませんか。実際思われるでしょ。議会でも言われているじゃないですかね正職、正職と。あまり、急速に減らしすぎる部分と、臨時が増えすぎる部分がねじれ現象になっているんですよ。保育園の職員の中でも、おかしいという部分があると思うんです。同じことやって、それでクラス持ちの人はちょっと高いと。そんなのおかしいですよ。それで、男性という部分については、正職だと結婚できるんですよ。家庭が持てる。臨時だと、自分が食わせる立場だとしたら、家庭は持てないですよ。それでちょっとお聞きしました。

委員長：恐らくまだまだ沢山出てくると思います。もっともっと続けたいところがございますが、実はもうひとつ議事がございますので、是非事務局には、今回出たいろんなご意見、ご提案等も含めて今後も私達の意見、他の意見も含めて吸い上げていくということをお願いしてそろそろ次の議事に移りたいと思います。

委員長：次の議事でございますが、議事の3番目「保育の必要性の認定基準について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

大滝課長補佐：1概要について、子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとありますが、この基準は、今後新制度への移行に伴い、保育園、幼稚園、認定こども園などの教育・保育施設や地域型保育事業を利用する際には、市町村は子供の保護者からの申請に

基づき給付の支給認定を行うこととなります。

保育の必要性の有無、年齢により、1号認定から3号認定のいずれに該当するか、保育の必要量として、長時間、短時間いずれに該当するのか、ひとり親家庭、虐待のおそれがある場合など、優先利用に該当するのかなどを認定するものです。そのため、基準を新たに定めることとなり、この基準が支給認定基準と言われるものです。なお、子供の保護者はこの支給認定により認定書の発行を受け、認可保育所については市町村に申し込み、その他の認定こども園、幼稚園、地域型保育事業については施設事業者に直接申し込みを行い、教育・保育サービスの利用を開始することとなります。

保育の必要性の認定に当たっては、①「事由」（保護者の就労、疾病など）、②「区分」（保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量）③「優先利用」について、国が基準を設定しています。

2認定について、保育の認定に当たっては、主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」とパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の2区分を設定しています。この2つの区分に基づき、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じて保育必要量を設定し、認定することとなります。

3支給認定区分ですが、認定の区分は、子ども・子育て支援法第19条第1項の①②③で定める1号認定から3号認定の3区分です。

1号認定は、満3歳以上の就学前の子どもであって、学校教育のみを受ける就学前子どもとなります。保育の必要性なし、利用する主な施設は、幼稚園、認定こども園の幼稚園部分となります。

2号認定は、満3歳以上の就学前の子どもであって、保育の必要性の認定を受けた就学前子どもとなります。保育の必要性あり、利用する主な施設は、認可保育所、認定こども園の保育所部分となります。

3号認定は、満3歳未満の保育を必要とする子どもで、利用する主な施設は、認可保育所、認定こども園の保育所部分、地域型保育事業（小規模保育事業、事業所内保育所等）となります。

保育の必要量として、保護者の就労時間によって1日、最大8時間の保育利用が可能な保育短時間と、1日最大11時間の保育利用が可能な保育標準時間に区分されます。

4保育を必要とする事由及び必要量ですが、保育の必要性の事由として、国が定める基準では、この表のとおり、①から⑩までとされており、①の就労1か月あたり48時間以上64時間以下の範囲で市町村が定める時間以上労働という部分については、前回第5回の会議において48時間と承認をいただきましたので、本市の基準は就労時間の下限は48時間とするものです。「別居親族の介護・看護」についてですが、⑩のその他、上記に類する状態として市町村が認める場合」に該当する事由として認めるものとして考えています。そのほか⑩の

運用については、様々な状況の下で支援が必要な家庭に対して個別具体的に対応することとします。

5ページ、保育の必要性の基準の調整について、保育を必要とする子どもが、同居の親族その他による保育ができる場合は、保育の必要性の基準を調整することができるものとしたこと。その下、保育の必要量ですが、先ほど説明した

標準保育時間については、1日11時間までの保育利用が可能で、1月にすると212時間から292時間までとするもの。この場合の就労時間の下限は1か月あたり120時間程度（1日6時間週5日）の勤務とします。保育短時間については、1日8時間までの保育利用が可能で、1月にすると212時間までとするもの。就労時間の下限は1か月あたり48時間（1週間に12時間以上を目安）とします。

優先利用については、国の基準では、保育を必要とする子どものうち、優先的に保育を行う必要があると認められる者は、次のいずれかの事由に該当するもの。

①ひとり親家庭 ②生活保護世帯③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合⑤子どもに障害がある場合 ⑥育児休業明け⑦小規模保育事業などの卒園児⑧その他、上記に類する状態として市町村が認める場合としていますが、本市の実情に、国の基準と異なる内容を定めるべき特別な事情や特性がないことから国基準を村上市の基準とします。⑧のその他、上記に類する状態として市町村が認める事由として保護者の疾病・障害の状況や各世帯の経済状況を考慮することも考えられます。以上で説明を終わります。

委員長：この秋から実際に始まっていくものを決めなければいけないということで、大変責任が重いのですが、委員の皆様、特に実際に子育て中の皆様、この種の基準について、前回も議論いたしましたけれども、改めてここはどうかというふうなご指摘、ご意見等頂ければと思います。

相馬委員：保育の必要量なんですけれども、先ほど説明を聞いていて、自分でメモを取ったのですが、それは、何をメモをとったかと言うと、1ヶ月あたり120時間程度、1日に換算すると6時間以上、この6時間以上というのをメモしました。それで、目安となるもの、基準を書くとは分かりやすいのかなと思いました。

大滝課長補佐：例えば、これを規則の条文にする場合は、今考えているのが、標準保育時間として1日11時間まで、一月あたり212時間を超え292時間までということで、就労の下限120時間程度となりますが、1日6時間勤務以上というようなことは、目安は目安なのですが、その勤務形態に違う方もいらっしゃるのでは、目安を書くと、では私は標準保育時間に合致しないのではないかと誤解を招く恐れがあるので、そういったことで、細かな記載はしない方が良いのではないかと考えております。

相馬委員：はい、わかりました。

大滝課長補佐：それから、参考までにですが、保育標準時間と保育短時間では、例えば市がいただ

く保育料にも差は付きます。保育標準時間認定の▲1. 7%を基本に短時間保育の利用者負担を設定することとなります。

中山委員：国が定める基準の中の事由の6番、求職活動を継続的に行っていることというのは、例えばハローワークとか、そういうところの求職票のやり取りで分かると思うのですが、起業準備というのはすごく曖昧なところだと思うのですが、これに関して何か、確認する具体的な手段等はどのような形になりますか。

大滝課長補佐：この6番については、国が定める基準という事で、確認方法をどうすべきかということは、今のところ国からまだ示されていない状況でして、最初は聞き取りですよ、起業の準備をしているかということ客観的に把握することは、なかなか難しいですので、そのあたりはどうして行くべきなのかは、現段階では、今後検討ということになります。何か良い方法がございましたらお聞かせいただきたいと思います。

中山委員：逆にこういったところが抜け穴になってしまうのではないかとということが、心配な点で。

大滝課長補佐：現在もそうなのですが、求職中であっても保育を認めているケースがございまして、ただし、求職期間がある一定程度超えた場合は、それは求職をしているとみなさないよということも現実的にはありますので、起業の準備と言ってずっと起業せず経過した場合にもそれなりの対応を村上市としては考えていかないといけないというふうに考えています。

加藤委員：農家などの農繁期、果樹とか稲作とかで違うと思うのですが、その時は見てもらいたいけれどというのは、事由には無いのですか。

大滝課長補佐：実際の例を、吉田係長から。

吉田係長：農繁期のときだけお願いしますというのは、今までかつて、無かったのですが、ただ、延長保育とかになりますと、常々4時にお迎えでも、農繁期の時は延長保育をさせて下さいということで、延長保育の利用の申請を上げている方もいらっしゃいます。特にその期間だけ保育というのは、あまり無いケースです。

加藤委員：逆に、農業の場合は、自営とはまた違うし。

吉田係長：まあ、自営みたいな感じですよ。

委員長：いかがでございましょうか。何か他に指摘があれば、是非お願いしたいと思います。これが、この秋から実際に使われるものになりますのでね。

中山委員：こちらが、制度として採用になって以降、現在保育サービスを受けられている方が、新しい制度になったときに、資格が無くなったり、不利益を被ることはありますか。

大滝課長補佐：今回の、新制度移行に伴いまして、今まで入っていた世帯については、そのまま継続して入所・入園を許可するという特別な規定が国の制度としてありますので、その心配はございません。

中山委員：特別規定を設けたということは、設けなければ漏れてしまう方がいるという現状ですか。

大滝課長補佐：そういうケースもあると思います。それは、村上市だけでは無く、全国的にございます。

委員長：実際に子育て中の、八藤後委員、今井委員、何かお気づきの事がございましたらお願いいたします。

八藤後委員：自分の子どもが保育園に入っている時に、どの様に聞かれていたか、あまり良く覚えていないのですが、同居の親族がどのような仕事をしているかとか、仕事の時間とかそういったものも聞かれていましたか。今後聞かれるようになるのですか。基準に入ってくるということはあるのですか。

大滝課長補佐：今までは、保育に欠けるか欠けないかということで、まだ保育園のお子さんということになると、お爺ちゃん、お婆ちゃんといっても、我々世代位のお爺ちゃんお婆ちゃんもいらっしゃるわけですので、そういう方が、就労していない場合で家庭で保育が可能だということであれば、それは保育に欠ける状態ではないですねということで、お断りをしておりましたが、今は保育が必要かどうかということで、それが緩和され、誰でも保育を受けられるという制度に変わるわけです。とは言え、先ほども申し上げました様に、同居の家族で見れる方がいれば、優先順位といたしますか、基準を調整しますよということです。この表でいう、P5の一番上です。

委員長：今井委員もお願いします。

今井委員：前と比べると緩くなって、入りやすくなった事が良かったと思います。今回募集をかけて、どれくらい入ってくるかが楽しみです。

委員長：遠山委員も児童委員の立場から、今の子ども子育て家庭の様子を見て、この基準でどうかということで。

遠山委員：基準は、良いと思うのですけれども、先ほどから話題になっていますけれども、保育士さんの正職員を増やして欲しいということと、資格の無い保育士さんがいるのは保育園だけだということで、それも考えればおかし話ですので、その辺は良い方向に進めて欲しいと思います。

委員長：ありがとうございます。恐らく、基準についても、間もなくこれで施行していくとしても、まだまだ出てくるものと思われませんが、今日は少し5時も超過いたしまして、主なこの場でのご提案は大体出たかと思えます。それでは、議事の3についても、ひとまず今日出たご意見を事務局の方で検討していただいて、改めて議事に入らせていただければと思います。最後に、遠山委員からも繰り返されましたけれども、量の問題と共に質の問題をいかに担保していくかということ。これも重要な課題として、お願いの意見としてまたお願いしたいと思えます。それでは、以上で今回の議事を終了したいと思いますよろしくお願いします。

## 5 その他

委員長：日程の5その他に移らせて頂きます。事務局からその他ございましたらお願いいたします。

長課長：その他として特に予定しているものはございません。

委員長：委員の皆様からございませんでしょうか。今後の会議についてのご要望とか、ご提案とか。特に無いようでしたら、これ以降の進行は、事務局にお願いしたいと思います。

## 6 次回の委員会日程

長課長：日程第6、次回の委員会日程ということで、先ほどから議事の中でも色々話ありましたけれども、9月の後半、あるいは10月初め位になろうかと思いますが、仲委員長と日程調整のうえ、開催させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。以上をもちまして、当会を閉会させていただきます。大変長い時間ご協議いただきましてありがとうございました。

## 7 閉会

委員長：皆様、本日は大変お疲れ様でした。それでは、また次回よろしくお願いいたします。

午後5時20分 終了